

## 2. 多国籍企業等による租税回避への対応策

### (1) 租税回避対策に関する考え方

多国籍企業等による租税回避及びその対策について、現地インタビュー調査では、以下のような意見が得られた。グローバル化やデジタル化が進む中で、多国籍企業が税法上の便益を得やすいようになってきている。企業が税負担の小さい国で事業しようとすることは避けられないことである。特に、オランダは、租税回避に対する対応が十分ではない、二国間の租税条約により、発展途上国のタックススペースを奪っている等と批判されることがある。オランダとしても、租税条約の相手国等の不利益とならないよう、APA や ATR の適用にあたっては、オランダ国内で実質的な経営を行っていることを要件とし、ペーパー・カンパニーは認めない等の基準を設けているが、もっと厳しくしていかなければならないと考えている。また不当な租税回避等の疑いがある場合には、元の国に照会して、適切な企業であるか調査している。

なお、この指摘について税理士法人に調査を依頼したところ、ベルギー、スイス、英国の租税条約と比べて、決してオランダだけがアグレッシブなことをしているわけではないという結論だった。ただし、乱用禁止規定がなかったため、それについてはこれから取り入れるつもりである。

オランダは、OECD や EU の租税回避対策と同じ方向に向かっている。租税回避対策を否定しているわけではない。多国籍企業が法人税制面で不当な利益を得ており、その他の企業がそうした租税回避をできないため、競争環境をゆがめるものであり、問題であると考えている。しかし、租税回避対策については、国際的に足並みをそろえて実施しなければ意味がない。例えば G20 だけが対応しても意味がない。それ以外の国に逃げていくだけである。OECD や EU の取組みには賛同しているが、オランダのみが先進的に対応するということは考えていない。他国と同時に対応するのであれば、協力をいとわないという方針である。

OECDでは、BEPSについて 15 のフォーカスエリアを設定しており、2014 年 9 月のG20の会合で今後の対応に向けた提案を発表することになっている<sup>81</sup>。

### (2) EUによるオランダの税制優遇措置に対する調査<sup>82</sup>

2014 年 6 月に、EU 当局は、アップル、スターバックス、フィエット&トレードに対する法人税に関するアイルランド、オランダ、ルクセンブルグの税務当局の決定が、国庫補助に対する EU 規定に遵守しているかについて、詳細な 3 つの調査を実施すると公表した。ホアキン・アルムニア欧州委員会副委員長兼競争担当委員は、「近年の緊縮公共予算の中で、大規模な多国籍企業が、税の公正な割当額を支払うことが特に重要である。EU の国家補助規定に沿って、公平で、非差別的な加盟国の税制が適応された場合に企業が支払う

<sup>81</sup> 資料：James J.Tobin“[The Global Focus on Base Erosion and Profit Shifting](http://www.caymanfinances.com/wp-content/uploads/2014/01/James-Tobin_BEPS.pdf)” ([http://www.caymanfinances.com/wp-content/uploads/2014/01/James-Tobin\\_BEPS.pdf](http://www.caymanfinances.com/wp-content/uploads/2014/01/James-Tobin_BEPS.pdf))

<sup>82</sup>資料：EU プレスリリース 2014 年 6 月 11 日 ([http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-663\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-663_en.htm))

べき税よりも、低い金額を特定の企業が支払うことを認める方法を採用することはできない」と述べている。

欧州委員会では、タックスルーリングによっていくつかの企業が大規模な税控除を受けているとのメディアの主張を受けて、EU 国家補助規定に基づき、いくつかの加盟国における税慣習を調査してきた。タックスルーリング自体は問題ではない。タックスルーリングは、特定の企業に対して、法人税の計算方法及び特別な税引当の使用を明確にする念書である。しかし、特定の企業や企業グループに対する選択的な便益を提供するために使われる場合、EU の国庫補助規定に抵触する恐れがある。

EU 機能条約 (Treaty on the Functioning of the European Union) の 107 (1) 条によると、加盟国間の貿易に影響し、特定の事業を優遇することで競争をゆがめる脅威がある国庫補助は、原則的に EU 単一市場に互換性がないとされている。選択的な税制優遇は、国庫補助にあたるであろう。欧州委員会は、当該 3 加盟国の一般的な税制を問題としているわけではない。

タックスルーリングは、特に移転価格裁定を確定するために用いられる。移転価格は、異なる国におけるグループの子会社間の課税所得の配分に影響を与える。もし、企業から提案されたタックスベースの計算を採用した際に、これの報酬が正常な競争状態を反映した市場条件に基づいたものでない場合には、当該企業が他の企業に比べて、より優遇的な扱いを受けていることを意味する。これは、国庫補助ということになるであろう。

欧州委員会は、当該タックスルーリングにおいて検証されている 3 つの移転価格裁定が、当該企業の便益となる国庫補助を含んでいるかどうか検討するとしている。

図表 IV-5 調査対象となっている各国のタックスルーリング

アイルランド	Apple Sales International と Apple Operations Europe のアイルランド支社に割り当てられる課税所得の算定における、アイルランド税務当局による個別のタックスルーリング
オランダ	オランダでの Starbucks Manufacturing EMEA BV の製造活動に対するタックスベースの算定における、オランダ税務当局による個別のタックスルーリング
ルクセンブルグ	ルクセンブルグでの Fiat Finance and Trade の金融活動に対するタックスベースの算定における、ルクセンブルグ税務当局による個別のタックスルーリング

資料：EU プレスリリース 2014 年 6 月 11 日 ([http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-663\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-663_en.htm))

欧州委員会は、これらのタックスルーリングにおけるタックスベースを設定するために用いられた計算をレビューしており、予備分析に基づき、課税所得が過小評価された可能性があるため、税の削減を認めることで各企業に優遇が与えられていたことを懸念している。欧州委員会としては、タックスベースに関する裁定が関心であり、適用可能な税率自体は問題ではないとしている。なお欧州委員会は、特にオランダについては、納税者から要求される総合的な情報に基づいた徹底的な調査を進めているようだと述べており、税務裁

定に関する体系的な不規則が見つかることは考えていないとのことである。しかし、移転価格が市場ベースの評価にそったものであるかに疑問があるため、特定のタックスルーリングが選択的な優遇を提供しているという懸念を持っている。

上記の 3 つの公式な調査と並行して、欧州委員会は、より多くの加盟国を含む広範囲のタックスルーリングに関する調査を継続していくとしている。